

令和 7 年度 「女性活躍職場の拡大に向けた広報事業」実施業務
募集要項

「女性活躍職場の拡大に向けた広報事業」を効果的かつ円滑に実施するため、独自のノウハウや実績を有する事業者を対象に、公募型プロポーザル方式にて企画提案を募集し、受託候補者を特定するもの。

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度 「女性活躍職場の拡大に向けた広報事業」実施業務

(2) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 予算上限額

2, 5 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

2 応募要件

本業務への応募は、以下の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 当該業務に関して専門的な知識及び実績を有しているほか、従事者の守秘義務の徹底など、情報セキュリティに関して十分な体制を有している者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 北九州市内企業または、準市内企業であること。

3 応募手続き

(1) 全体スケジュール（予定）

内 容	時 期
公募開始	令和 7 年 5 月 1 6 日（金）
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）
参加意向申出書提出期限	令和 7 年 6 月 6 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 1 1 日（水）
審査会（書面開催）	令和 7 年 6 月下旬
受託候補者特定	令和 7 年 6 月下旬

※公募説明会は実施しません。

(2) 申込先（書類提出先）及び問い合わせ先

北九州市産業経済局中小企業振興課 担当：河崎、中津留

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2 - 1 北九州テクノセンタービル 1 F

T E L : 093-873-1433 F A X : 093-873-1434

メール：san-chuushou@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 質問書の提出（質問がなければ提出不要）

- 提出期限：令和7年5月30日（金）17：00まで
- 提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課
- 提出書類：質問書（様式：別紙）
- 提出方法：電子メールにより提出すること。
- 回 答：令和7年6月2日（月）までに北九州市ホームページの本募集要項掲載ページ内に掲載する。

(4) 参加意向申出書の提出

- 提出期限：令和7年6月6日（金）17：00まで
- 提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課
- 提出書類：参加意向申出書（様式：別紙）
- 提出方法：電子メールにより提出すること。
- そ の 他：期限内に提出のなかった者は企画提案書を提出できない。

(5) 企画提案書等の提出

- 提出期限：令和7年6月11日（水）17：00まで
- 提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課
- 提出書類：ア 企画提案書表紙（様式：別紙）
イ 提案者の概要（様式：別紙）
ウ 企画提案書（様式自由）

<注意事項>

- ・全体を通してのコンセプトを記載すること。
- ・別紙「仕様書」「評価項目」の記載に沿って、業務内容や手法について、具体的に記述すること。
- ・本業務の実施体制について、詳細に記述すること。情報セキュリティ確保に留意し、責任の所在を明らかにすること。
- ・取材候補企業の提案については、契約後に行うものとする。なお、企画提案書には、受託企業者として本業務の目的を達成可能な企業を提案することができる実績や根拠を記載するとともに、例として取材候補企業3社と提案理由を記載すること。
- ・成果物納入、業務完了報告書提出までのスケジュールを詳細に記述すること。
- ・本業務と同様の業務等の実績について記述すること。

※A4版縦、横書き、片面刷り、左綴りを基本とするが、これにより難しい場合は、A4版横でも可とする。

エ 業務委託見積書（様式自由）

- ・仕様書に記載の事業内容に基づき、費目や単価、数量等を明確にすること。
- ・金額は、積算内訳（単価及び数量）を明記するほか、別途、業務全体の諸経費、消費税（外税表示）を記載すること。

- 提出部数：企画提案書、見積書とも正本1部、副本6部
カバー等をせず、ホッチキス留めで提出すること。
- 提出方法：郵送又は持参すること。※期限内必着

- その他：・提出書類の返却はしない。 ・提出後の修正、再提出はできない。
・期限内に提出のなかった者は辞退したものとみなす。

(6) 審査会（書面開催）

- 開催日時：令和7年6月下旬

書面審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を選定する。

※口頭審査は、実施しない。

※参加者が1社の場合でも審査を実施するが、審査の結果、各委員が採点した合計点の平均が60点未満の場合は選定しないものとする。

(7) 受託候補者特定

- 審査基準：別紙、企画提案評価項目のとおり
- 審査結果：結果については書面により通知する。

(8) 契約締結

- ・受託候補者に特定された者は、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合は、契約を締結する。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについてはこの限りではない。
- ・受託候補者に特定された者と協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行い、新たな受託候補者を特定のうえ、その者と協議が整った場合は、契約を締結する。
- ・契約締結後の再委託は原則として認めない。
- ・契約保証金は契約額の100分の5の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- ・その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則等の関係規定の定めに従い処理する。

4 その他留意事項

- ・受託候補者の特定の有無にかかわらず、企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・企画提案書の提出後に、企画提案の参加資格を有しないことや虚偽の内容が記載されていたことなどが判明した場合、その提案は無効とする。
- ・委託料の支払いについては、業務完了報告等に基づく履行確認後、委託事業者からの正当な請求により支出する（確定払い）。
- ・契約締結後、「北九州市物品等供給契約競争入札結果等の公表要領」に基づき、件名、契約の相手方、金額等を市のホームページで公表する。